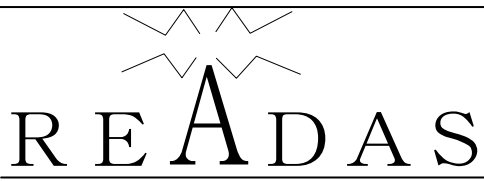


第 5197 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 1日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 財産及び債務の明細書と国外財産調書

Q：財産及び債務の明細書には、国外財産も記載しなければならないこととなっていますが、この明細書を提出したら国外財産調書は提出しなくてもいいのですか？

A：提出しなければなりません。

【解説】

財産及び債務の明細書とは、確定申告書を提出しなければならない人のうち、その年分の各種所得金額の合計額が2,000万円を超える人について提出が求められているもので、その人のうち、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する人は、国外財産調書も提出しなければならないとされています。

したがって、財産及び債務の明細書を提出していても国外に5,000万円を超える財産を有している場合は、国外財産調書を提出しなければならないのですが、この場合には、財産及び債務の明細書には備考欄に「国外財産については国外財産調書に記載のとおり」と記載すればよく、国外財産調書と同じことを記載する必要はありません。

なお、国外に存する債務に係る財産及び債務の明細書の記載は、これまでと同様に記載する必要があります。

